



立川市会計年度任用職員（時給制）
募集案内 ＜登録制＞

《令和3年度 名簿登録》

立川市特別非常勤講師

応募締切：令和3年11月30日（火）

立川市立若葉台小学校

令和3年11月

立川市会計年度任用職員（時給制）募集案内 <登録制>

身 分	新地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員
職 種	立川市特別非常勤講師 ※ 「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法に規定される「免許を要しない講師」です。ゲストティーチャーと異なり、単独で授業を実施する職ですが、教科・領域の一部に限られる、臨時的な任用です。
仕 事 の 内 容	小学校3～4年生における外国語活動の一部に係る指導に関する業務全般を行います。なお、原則として単独で指導（授業運営）を行っていただきます。 ● 担任教員との打合せ 特別非常勤講師として任用された者が作成した指導案に関する調整・調整作業及び受け持つ学級・児童に関する情報の伝達等。 実施した授業における評価やその他必要な事項の引継ぎ等。 ● 授業の実施 授業の実施及び指導案や教材の準備・授業後の評価等の取りまとめ作業。
学 歴（履 修 科 目）	不問
必 要 な 経 験 等	● 公立学校教育への参画に熱意・理解を有している方 ● 学校で学んだことを、社会での仕事に活用した豊富な経験や、その他の高い専門性を有している方 ● 児童・生徒を単独で指導しうる能力がある方
必 要 な 免 許 ・ 資 格	● 直近5年以内で、小学校における3～4年生の外国語活動に係る指導経験があり、かつ相当の英語力がある方 ● 都道府県教育委員会又はそれに準ずる機関が実施した指導力養成講座を修了した方（ただし、学習指導要領や教員免許法を踏まえた内容で、外国語活動の指導に関する講座に限る）
任 用 期 間	令和4年1月から令和4年3月までのうち、市教育委員会又は学校が定める期間。
勤 務 場 所	立川市立若葉台小学校
勤 務 日 ・ 勤 務 時 間	原則として月曜日から金曜日までの平日のうち、学校の時程のなかで、 1日4時間、週2日程度 ※ 時間外労働はありません。
休 日 ・ 休 暇 等	【週休日・休日】 土曜・日曜・祝日、勤務校の夏季休業中・冬季休業中・春季休業中 【有給の休暇】 年次有給休暇（一定の勤務日数等を超える方のみ）、事故休暇 【無給の休暇・休業】 病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、育児休業、部分休業
報 酬 ・ 手 当	1時間あたり4,300円 ※ 規定により、別途通勤費相当の報酬を支給します。

社 会 保 険	健康保険の加入：なし 厚生年金保険の加入：なし 雇用保険の加入：原則なし（一定の条件を満たす場合は加入あり） ※ 災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。
応 募 方 法	<p>【提出書類】 応募用紙（写真貼付。学校ホームページからダウンロードができます。）</p> <p>【郵送申込】</p> <p>① 提出期限 令和3年11月30日（火）【消印有効】</p> <p>② 郵送先 〒190-0001 立川市若葉町1丁目13-1 立川市立若葉台小学校 宛</p> <p>【持参申込】</p> <p>① 受付期間及び時間 令和3年11月30日（火）まで 平日の8時30分～16時30分</p> <p>② 受付場所 立川市立若葉台小学校受付窓口</p>
応 募 後 の 流 れ	<p>応募いただいた方は「名簿登録者」となり、書類選考及び勤務校での面接の後、配置を決定します。</p> <p>※ 名簿登録の期間は、令和3年度末までです。</p>
そ の 他	<p>✓ 応募に関する提出書類は、一切お返しできません。</p> <p>✓ 応募用紙の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来するような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。</p>
お 問 い 合 わ せ	<p>平日の8時30分～16時30分</p> <p>立川市立若葉台小学校 副校長 電話 042-536-3971</p>

【注1】 次の各号の一つに該当する方は応募できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。